

# 競争的研究費等に係る不正防止計画（2026年度）

株式会社コノラボ

## 1. 基本方針

株式会社コノラボは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、競争的研究費等の不正使用を発生させる要因を把握し、機関の規模・特性に応じた実効性ある対策を実施する。本計画は統括管理責任者が推進し、最高管理責任者が実施状況を確認する。

## 2. 不正発生要因と対策

要因1 小規模組織であるため、発注・検収等の事務が同一人に集中し、相互牽制が働きにくい。

対策 発注・検収・支払の各段階で証憑書類（見積書・納品書・検収記録・請求書等）を漏れなく作成・保存し、執行部門から独立した外部専門家（税理士等）による内部監査を毎年度実施して事後検証を行う。

要因2 物品購入等において取引業者との関係が固定化し、癒着が生じるおそれがある。

対策 一定金額以上の発注は複数見積を徴取して合理性を確認するとともに、一定の取引実績を有する業者から不正な取引に関与しない旨の誓約書を徴取する。

要因3 旅費・謝金について、用務実態との乖離が生じるおそれがある。

対策 出張報告等により用務の事実を確認できる書類を整備し、支払根拠と併せて保存する。

要因4 使用ルールの理解不足により、意図しないルール違反が生じるおそれがある。

対策 競争的研究費等の運営・管理に関わる構成員は、研究倫理教育教材（APRIN eラーニングプログラム等）およびコンプライアンス教育を毎年度受講し、資金配分機関の使用ルールの改正情報を都度確認する。

要因5 不正またはその疑いを認知した際の通報経路が周知されていないおそれがある。

対策 相談・告発窓口（連絡先、受付方法、告発者保護の手続を含む）を当社ホームページで機関内外に公表し、取引業者にも周知する。

## 3. 推進体制

本計画の推進は統括管理責任者が担い、コンプライアンス推進責任者が構成員への周知・教育およびモニタリングを行う。内部監査は外部専門家（税理士等）に委嘱して実施する。

## 4. 見直し

本計画は、内部監査の結果および資金配分機関のガイドライン改正等を踏まえ、毎年度見直しを行う。

策定日：2026年4月1日